

平成29年6月1日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

新たな社会的養育の在り方に関する検討会座長 奥山真紀子 様

子どもの家庭養育推進官民協議会

会 長 鈴木 英敬

里親制度、特別養子縁組推進に関する提言

子どもの家庭養育推進官民協議会の取組に対し、平素から格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会は、平成28年4月4日（養子の日）に虐待や親の養育困難などにより実の親と暮らすことができない子どもたちを支援するための、全国で初めての官民連携の組織として発足し、里親委託、特別養子縁組の取組を推進しています。

昨年、子どもの権利条約を基本に置いた大変意義のある改正児童福祉法が成立しました。代替的養育について家庭養育を進めていくという姿勢を高く評価するとともに、関係者の皆様のご尽力に対し、心から敬意を表します。

現在、国において法改正の趣旨を踏まえた制度改正の実現に向け、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」、「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」等で議論が進められていますが、子どもの最善の利益の実現のために、下記のとおり提言しますので、特段のご配慮をお願い申し上げます。

■総論

●改正児童福祉法における家庭養育原則の趣旨に沿うと、就学前の乳幼児はもとより、現在施設に入所している子どもや、今から措置になる子どもも含めて、多勢の子どもを受け入れる里親やファミリーホーム、養親が現在の何倍も必要となる。この取組を推進するためには、十分な財政措置に裏付けられた里親制度の抜本的な改革が求められるとともに、特別養子縁組の利用促進のための新たな法制度の改革や民間斡旋団体に対する公的助成の仕組みが必要となる。一方で、家庭養育原則の趣旨からは、家庭で安心安全に暮らせるため（家庭維持）、あるいは、長期措置の子どもが家庭復帰できるための、在宅支援策や市区町村の支援体制強化も求められている。また、家庭環境で過ごすことが困難な子どものためには、従来の大規模施設を地域分散型の小規模で高機能な施設ケアに変換していくことも必要である。

●これらのことを実現するためには、現在の社会的養護体制を見直し、里親やファミリーホーム、養親といった家庭養育環境の整備、在宅支援サービスの強化充実、地域分散型の小規模高機能施設ケアへの変換等、これらのビジョンを国として定め、その具現化に向け、財源を伴った計画を策定することが重要となる。

■社会的養護家庭（里親等）のリクルートと支援について

●里親養育への十分な支援体制の構築とチームワークを機能させるため、里親支援機関への財政支援を充実するとともに、リクルートから委託後の支援まで同一機関が包括的に実践するフォスターリングエージェンシー制度を創設すること。

●家庭養育環境の整備を推進するには里親開拓が重要な課題であり、単に掛け声だけでなく、量と質の目標を定めて、里親開拓の目標を立てるべきである。里親説明会にとどまらず、リクルート手法の開発を行い、事例研究を行い自治体に提供すること。

●一般的な家庭が里親になろうとするのは大きな決断を要する。これを支援するため、ファミリーサポートとの連携の強化や、一時保護の受け入れや施設長期入所児童の家庭生活体験事業（季節里親、週末里親）に特化した新たな制度を創設することで、希望者が手を挙げやすく、里親になることの適性を判断しやすい環境の整備を行うこと。

●施設長期入所児童のうち、家庭養育を望む児童については里親委託を検討する仕組みを整備すること。

■養子縁組制度の利用促進について

●特別養子縁組の養子の上限年齢を、児童福祉法上の児童の範囲と同じ18歳未満とすること。

●現在は特別養子縁組の審判後の即時抗告まで実父母の同意の撤回が認められているが、すでに養親と子の間に愛着関係が生じている場合、子にとって不利益が生じる可能性がある。そのため、一定期間経過後は同意を撤回できない仕組みを設けること。

●実父母の確定的な同意が得られないようなケースに関しては、特別養子縁組の成立の手続を2つに分け、1段階目では子どもについて特別養子縁組を適当と判断する手続とし、2段階目は特定の養親候補者との間の特別養子縁組の適否を判断する手続とすること。第1段階の申立てをする者を養親候補者の負担を軽減するため児童相談所長とし、第2段階の申立てをする者を身分関係の形成をする養親候補者とすること。

●養子縁組に関する記録は永年保管とし、子どもが出自を知る権利について児童福祉法に明記すること。

●民間の養子縁組あっせん団体については、早急にガイドラインを整備し、民間養子縁組あっせん法を施行すること。あわせて専門性の高い民間団体に対しては、持続的かつ安定的な事業運営の確保を目的とした公的資金の投入を検討すること。

●養親および養子に対して長期的な支援を行う体制の整備、人材の育成及び財政措置を行うこと。

■一時保護について

●子どもの一時保護にあたっては、乳幼児の一時保護が家庭養育環境で可能となるよう仕組みや制度を構築すること。学齢児以上の場合、保護に至る経緯や取り巻く環境を考慮したうえで、学習権及び子どもの学校生活の連続性を保障するため、原則として、中学校区内の里親等や一時保護専用施設への一時保護委託または委託先から原籍校への通学を可能とすること。また、国は、設置自治体がこうした機能を果たすために進めるハード・ソフト面の整備を支援すること。

●一時保護所及び一時保護専用施設においては、子どもが一時保護された際に安全・安心を感じることができる個室の確保、ケアワーカー等による個別対応ができる職員配置に向けた財政支援を行うこと。

●一時保護所や一時保護専用施設において、子どもの権利擁護と施設運営の質の向上を図るため、子どもを対象とした一時保護所評価アンケートを含めた第三者機関による評価の仕組みを構築すること。

■評価システムの導入について

●改正児童福祉法施行にあたっては、新たな社会的養育の具現化にむけて予防的対応、里親養育、養子縁組など民間への委託や連携の強化が明示されている。今後これまで以上に様々なケア・支援提供者の参画が見込まれるなか、全国どこの自治体に暮らす子どもにも同水準に質の高いケアや支援を保障し、子どもにとってより良い成果を提供し続けることが求められる。このため、全国共通基準のもとで同水準の評価ができる広域的な評価機関を設置し、官民すべてのケア・支援を評価したうえで、その内容を公表すること。

■全般的な調査研究について

●子どもの福祉の観点から、エビデンスを政策に反映できるように、社会的養護下で現在施設に入所している子どもたちの中で、家庭養育が適切である子どもを把握するためのニーズ調査を行うこと。また、社会的養護を離れた子どもたちの継続的な追跡調査を行い、実態把握に関する統計・データを収集できる体制を整備するとともに、社会的養護の形態別に施策の効果を把握し、その分析結果を毎年公表すること。

●上記現状評価をもとに、さらなる改善点を見出し、子どもにとってより良いケア・支援のあり方を検討したうえで、それを試験的に実施するなど、再評価・検討する仕組みを構築し、子どもの最善の利益を保障すること。

■研修について

●家庭養育推進に向けた質の高い実務家を養成する必要があることから、国による研修機関を創設すること。